

表紙共 5 枚

仕 様 書

件名：令和 7 年度帯広地方合同庁舎労働者派遣業務

帯広防衛支局

仕 様 書

件名：令和 7 年度帯広地方合同庁舎労働者派遣業務

1 業務内容

- ・帯広地方合同庁舎の庁舎管理に関する事務
- ・帯広防衛支局総務課に着信する外線電話の各担当者への取次ぎ
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 6 1 年政令第 9 5 号）第 4 条第 1 項第 3 号の電子計算機の操作に係る業務
- ・その他帯広防衛支局総務課長が必要とし指定する業務
- ・派遣元は、契約締結後、派遣先と業務内容の詳細について調整するものとする。

2 履行場所

- (1) 事業所の名称及び就業部署
帯広防衛支局総務課経理係
- (2) 所在地
北海道帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番地 帯広地方合同庁舎

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 派遣労働者数

1 名

5 就業日

上記 3 のうち、行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く 2 4 2 日間

6 就業時間

- (1) 開始時間 午前 8 時 3 0 分
- (2) 終了時間 午後 5 時 1 5 分
- (3) 休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで
- (4) 実働時間 7 時間 4 5 分

7 休暇

出勤日における休暇は 1 時間単位とする

8 時間外労働及び就業日外労働

なし

9 派遣労働者の交代

業務を実施するうえで派遣労働者の資質、態度等が不相当と認められる場合は、派遣先は派遣元と協議のうえ、派遣労働者の交代を要求できるものとし、派遣元は、速やかに交代させなければならない。

10 安全衛生

- (1) パソコンを連続して操作する時間は、1時間までとし、1時間連続で操作した時は少なくとも10分間の休憩時間を与える。
- (2) 受注者は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時安全衛生教育を実施する。
- (3) 発注者は、派遣労働者を従事させる前に、必要な安全衛生教育を実施する。作業内容変更の際には、発注者において必要な安全衛生教育を実施する。
- (4) 派遣労働者が労働災害に被災した場合は、発注者は遅滞なく派遣元責任者へ連絡すると共に労働者死傷病報告の写しを受注者に送付する。

11 指揮命令者

帯広地方合同庁舎所管庁 帯広防衛支局総務課長

12 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第29条及び第34条に基づく責任者の選任

- (1) 派遣元責任者
受注者において自己の雇用する労働者の中から1名以上を選任する。
- (2) 派遣先責任者
帯広防衛支局総務課課長補佐（総務、経理担当）

13 派遣労働者からの苦情の処理

- (1) 苦情の申出を受ける者
 - ア 発注者においては、帯広防衛支局総務課経理係長
 - イ 受注者においては、自己の雇用する労働者の中から1名以上を選任する。
- (2) 苦情の処理方法、連携体制等
 - ア 上記13(1)アに記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに上記12(2)の派遣先責任者に連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
 - イ 上記13(1)イで選任された者が苦情の申出を受けたときは、直ちに上記12(1)の派遣元責任者に連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
 - ウ 発注者及び受注者は、自らでその解決が容易であり即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

14 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の直前の申入れ

発注者は、専ら発注者に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、受注者の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって受注者に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

発注者及び受注者は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、発注者の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

発注者は、発注者の責に帰すべき事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い受注者が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、受注者が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額について、受注者がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、発注者による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより受注者が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日まで30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償が行われなければならないこととする。その他発注者は受注者と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、発注者及び受注者の双方の責に帰すべき事由がある場合には、発注者及び受注者のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

発注者は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、受注者から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を受注者に対し明らかにすることとする。

15 適正な派遣就業の確保等

(1) 派遣労働者は、更衣室等、帯広地方合同庁舎及び帯広防衛支局の施設及び物品等を利用できるものとする。

(2) 発注者は、受注者の求めに応じ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第40条第5項に基づき、必要な情報の提供や厚生労働省令で定める措置を講ずるように配慮・協力を努める。

16 その他

(1) 上記業務内容を迅速かつ適格に遂行するため、派遣労働者はマイクロソフトオフィス「エクセル」、「ワード」を使用した一般事務等の経験を有する者とする。

- (2) 受注者は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。特に同法第40条の6第1項各号に該当する役務の提供をしないようにするものとする。また、発注者は受注者から関係法令の規定に係る協力依頼があった場合は、これに努めるものとする。
- (3) 受注者及びその派遣労働者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。また、受注者はその派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し指導し、遵守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。
- (4) 業務の実施に伴い必要な備品、消耗品は発注者が用意する。
- (5) 業務の実施に伴い施設、備品及び職員等第三者に損害又は危害を与えた場合は、受注者の責任において賠償しなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。
- (6) 派遣労働者は、日本国籍を有していること。
- (7) この仕様書に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議するものとする。